

令和 4 年 3 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和4年3月結城市教育委員会定例会

○日 時 令和4年3月25日（金曜日）

○場 所 結城市役所 大会議室1

○出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
赤木信之委員
田中昌希委員

○教育委員会事務局

教育部長 飯田和美
学校教育課長 大木博、
指導課長 久下英彦、スポーツ振興課長 宮本臣久、
生涯学習課文化係長 船水由美、
学校教育課学務係長 小林洋一 同課学校再編係長 和泉田真

1 付議案件

- （1）議案第43号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の整備に関する規則」について
- （2）議案第44号 「学校医及び学校薬剤師の委嘱」について

2 報告事項

- （1）報告第49号 教育長報告について
- （2）報告第50号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会告示の整備に関する告示」について
- （3）報告第51号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会訓令の整備に関する訓令」について
- （4）報告第52号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令」について
- （5）報告第53号 結城市奨学資金の欠損処分について

学校教育課長 定刻 1 0 分前までの傍聴希望者がおりません。
それでは、黒田教育長より、開会宣言をお願いいたします。

教育長 では、本日の出席委員は 4 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから 3 月教育委員会定例会を開会いたします。
議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指定いたします。
中村委員をお願いします。

中村委員 はい。

教育長

◎議案第 4 3 号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の整備に関する規則」について

教育長 それでは、これより議案の審議に入ります。
議案第 4 3 号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の整備に関する規則」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、私からご説明させていただきます。
資料 1 ページご覧ください。
議案第 4 3 号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会規則の整備に関する規則」について。
上記議案を提出する。
令和 4 年 3 月 2 5 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。
資料 2、3 ページをお開きください。
現在、国のほうが推進しております行政のデジタル化に伴いまして、皆様ご存じのとおり、行政窓口申請等で押印の廃止が既に行われております。今回のこの規則改正では、市民の方が提出する申請書類の押印の廃止や、行政内部の手続についても、同様に押印の見直しに取り組むことにより、行政事務の効率化を図ることを目的として改正するものでございます。
奨学基金関係で説明いたしますと、申請書類様式等への申請者の押印の廃止及び電子申請等を見据え、本人確認の必要性が低いものについては自署による氏名の記入を廃止するなどになっております。また、市役所職員、学校教職員が事務処理上の規則で規定されている押印を廃止することと併せまして、条文の文言の修正も併せて行っております。
具体例で申し上げますと、2 ページの下段のほうに括弧書きで、結城市教育委員会事務局処務規則の一部の改正とございます。こちらで様式第 1 号という四角の中に、受付者印を受付者というふうに、印という文字を削除してございます。こちら、印以外による受付者の確認も認めるというものになってございます。
また、文言の修正ですと、3 ページ、様式の本文中の下のところ、ア

ラビヤ数字をアラビア数字にというふうに文言の修正も同時に行ってください。

以上のような内容を、結城市奨学基金、奥順奨学基金、乙女屋本店奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則、結城市教育委員会事務処務規則、3ページの結城市教育委員会公印規則、結城市立小中学校管理規則及び4ページの結城市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の7つについて、改正するものでございます。

説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第43号について、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長

では、なければ議案第43号についてお諮りいたします。

議案第43号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございました。挙手満場。

それでは、議案第43号については、原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

◎議案第44号 「学校医及び学校薬剤師の委嘱について

教育長

続きまして、議案第44号 学校医及び学校薬剤師の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料5ページをご覧ください。

議案第44号 学校医及び学校薬剤師の委嘱について。

上記議案を提出する。

令和4年3月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

資料6ページをご覧ください。学校医及び学校薬剤師の委嘱について、案となっております。

まず1番、城西小学校区の学校医でございますが、現在、大木医院の大木紘先生が務めておりますが、ご本人様から退職の申出がありまして、後任に結城病院の山内忠彦先生を委嘱するものでございます。続きまして、江川北小学校学校薬剤師、現在、そら豆薬局の山形明様が務めておりますが、こちらもご本人から退職の申出がありまして、結城中央薬局の石川勝幸様に委嘱するものでございます。最後に結城東中学校学校薬剤師、現在、絹の里薬局の村山薫様が務めております。こちら、ご本人様から退職の申出がありまして、後任に絹の里薬局の廣澤孝様を委嘱するものでございます。後任の3名の方につきましては、結城市医師会、筑西薬剤師会の各会長よりご推薦をいただき、ご本人様からも内諾をいただいている状況で

ございます。

説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。

ただいま説明のありました議案第44号について、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長

では、議案第44号についてお諮りいたします。

議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

では、議案44号については、原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

◎報告第49号 教育長報告について

教育長

続きまして、報告事項になります。

報告第49号、教育長報告について、私から報告させていただきます。

7ページ、8ページをご覧ください。

7ページ、報告第49号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和4年3月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

8ページをご覧ください。

教育長報告、1番から4番までございます。簡単に説明させていただきます。

1番が、市内の中学生の進路について、受検校については、前回の教育委員会でご報告させていただきました結果が出ております。2次募集、市内で2名、2次募集受けまして、2名とも合格して茨城県内の県立高校に入っております。そういう結果になっております。ご覧になっていただければと思います。

続きまして2番、卒業式参加についてということで、新型コロナウイルス感染症等が心配されましたが、何とか中学校は無事に全員に卒業証書を渡すことができました。小学校ですが、まだ来週早々に渡すというところもありますが、大体もう全部渡すことになっております。ご協力ありがとうございました。

3番、定期人事異動のまとめについて、内示についてはいろいろとお世話になりましてありがとうございました。簡単にまとめております。

(1)番、退職者合計で14名です。定年退職者10名、校長は、絹川小学校の町田校長1名、教頭が山川小学校、綱川教頭と上山川小学校、関教頭の2名おります。勸奨退職者が3名ということで、ご覧のとおりにな

っております。普通退職者は1名になっております。

(2) 管理職登用について。校長登用、木村成雄、内示のとおり古河市立仁連小学校校長で、ご昇任になります。副校長として、結城小学校の松山勝洋、結城西小学校の副校長、新しくできるポストですが、副校長ということで昇任になります。教頭登用、結城小学校、田邊教諭、牛久市立下根中学校教頭。あと教育委員会指導主事の金田指導主事、古河市立駒込小学校教頭、上山川小学校高橋教諭、八千代町立川西小学校教頭。高橋教諭は昨年度の登載残ということで残ってございました。教頭登載残ということで、城西小学校の津金教諭、あと結城中学校の甲斐教諭2名登載残になって、来年度登載予定になっております。

(3) 行政ということで、結城中学校の西村教頭が、結城市の教育委員会の生涯学習課の社教主事ということで異動になります。荒川社教主事は結城小学校に異動になります。

(4) 番、県立等、古河中等教育学校に、結城西小学校の榎場教諭が異動になっております。

(5) 番、新規採用者、合計で18名おります。小学校9名、中学校6名、養護教諭2名、事務職1名となっております。

(6) 事務職員の昇任者ということで、絹川小学校の伊藤貴美子係長が学校主査に、上山川小学校の柏瀬友里主任が係長に、それぞれ昇任になっております。補足なんですけど、結城市内12校あって、事務職の学校主査5名というのは相当多いと思うんです。大体、1名か2名ということになっているんですけども、学校主査さんが5名ということになっております。結城小学校、結城西小学校、絹川小学校、結城南中学校、結城中学校、結城中学校は異動してくる方ですが、5名の学校主査になっております。

(7) 番、その他ということで、指導課金田指導主事の代わりとして、関城西小学校から飯村純子教諭。結城中学校の三國教諭は指導教諭ということで、新しく担当になります。また、令和4年度からできる加配ですけども、複数担任加配教諭ということで、綱川教頭が上山川小学校に再任用として赴任になります。これはどういうことかといいますと、大学出の新採の方にもう一人ついて、最初の4月5月6月辺りはほとんど、その綱川先生が授業をやって、だんだん慣れてきたら、新採と入れ替わっていくというような、そういう加配教諭ということになっております。

国立教育政策研究所研究員ということで、結城南中学校の加藤木俊教諭、1年間研究員として職場を離れることになります。これは国語科の指導の県代表ということで、とても名誉なことだと思います。帰ってきてから、県内の行政に入って、また違う展開になるかと思います。

定期人事異動について、簡単にお話しさせていただきました。

4番、その他、令和3年度末、令和4年度初め定期人事異動の辞令交付式ということで、後で事務局から説明があると思いますが、3月31日、あと4月1日に予定されていますので、またご協力をよろしくお願いしま

す。

(2) 番、令和4年度入学式、中学校、4月6日水曜日、小学校4月7日木曜日ということで、これもこの後、事務局から連絡があるかと思います。

私から、報告ということで以上でございます。何かご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員

ちょっと教えていただきたいんですが、今度、生涯学習課に来る西村社教主事なんですが、前の荒川先生は一般教諭から上がってきましたよね。今度の西村先生については、教頭から社教主事というふうなポジションに来るわけなんですが、この待遇とか処遇は何か違いはあるんですか。

学校教育課

今度の西村社教主事につきましては、今までと違ひまして管理職扱いで参事補というふうな待遇になっております。

赤木委員

ありがとうございます。

教育長

中村委員。

中村委員

中学生の進路状況で、ちょっと状況分かれば、各学校に在家庭がおりますね。これの状況というか形態、どういう形態というか、在家庭の中身はどうなっていますかね。例えば、自営とか、あるいは、結局は例えばひきこもりとかありますよね。そういった形で、もし分かれば。

教育長

もし、久下課長、分かったら。

指導課長

ひきこもりの子が2名おります。家からちょっと出れないという形の子が。それから、在家庭というか、働きに出ている子が2名おります。

中村委員

前回ちょっと話が出ただけけれども、例えば学校卒業した後、子供たちへの支援というのは、例えばどこがというのが意外と大事なんだと思うんですよ。その辺を私も実際に経験して、今でも覚えているんだけど、どうしたらよかったものかなという。卒業したからもういいということも一つはあると思うんですが、責任の所在に関しては。でも、こういった在家庭、その中でも職業がつけている、結局、自営のほうでつけている、あるいは自営じゃなくても、父親とか母親と一緒にどこかに仕事の手伝いに行っちゃうという、そういうことであれば、それはそれでいいと思うんですが。ひきこもりに、例えば一般論で結構です。例えば中卒でひきこもりでいたときに、そういう子供たちって、その後のフォローというのはどういう展開が考えられますか。その辺ちょっと、ひきこもりになっている子供たちのことを何かちょっと思いやると、どういうふうになるのかと思って、ちょっと不安になるんですよ。当然学校とか事務局からのアプローチって別に、特別はないかと思うんですけども、一般論としてどんなふうになっているんですか。

教育長

私が去年までやっぱり結城南中学校の校長5年間務めまして、やっぱり、そこで非常に問題があるなということは感じていました。で、資料の中に通信というのがありますが、今、通信教育ってものすごく発達しまして、

今年是在家庭 2、2、1 になっていますけれども、去年はこんなにいなかったと思う。大体毎年いないと思うんです。というのは、通信教育にみんな入っちゃうんですよね。通信教育に入れば、これは進学になっちゃう。で、もう本当にこれは責任逃れではないんですけれども、それ以上は、中学校の先生で、この関わっていくことは困難かな、学校に来ていないわけですから、非常に難しい。なので、せめて私が考えたのは、通信じゃなくて定時制高校とか、そういうところに行ってもらいたいなという気持ちはあったんです。それはなぜかというと、定時制高校とかなんかに行けば必ず担任がつくんです。担任がついて、「どうした」、ということを言ってくれる人がいる。それだけでも全然違うと思う。誰かにやっぱり声かけてもらうような、そういう環境の中に置いてやりたいなという気持ちは、校長のときずっと思っていました。

だから、本当にこれは無責任な言い方なんですけれども、卒業してからのことまでなかなか関わることはできないというのが本音だと思います。

以上です。

中村委員

そういうことになっちゃうんですよね。実際、この通信というのも、実際に結城中学校なんか前年度から比べて倍近く多いんだけど、この辺の実態なんかも、何かこう不安視するような、そういった状況が見え隠れするんですよね。これが私なんかは、先ほちょっと自分でそういう経験云々というのは、ちょっと形態違うんだけど、自分が管理している学校からアメリカに転出した。その後、情報として日本へ戻ってきた。そういう情報があるんですね。そのところで、私のアプローチ終わっちゃったんですよ。心配しながらも。それを今でも悔いているという、その話なんですけれども、そういう子供たちが、だから結局、転出、訳ありで行ったんですよね、アメリカに。で、アメリカから戻ってきたという話で、それをどこかで、向こうのアメリカの教育機関と、戻ってきただろう日本の各教育機関のやり取りで、就学手続になったんでしょけれども、それはそれで、きちっとした卒業をしてくれればいいんだけど、その分からないという、それがどうも不安で仕方がなかったんですよね。実際には、そのままにしておくということはないと思うので、恐らくどこか卒業という段取りは取れたんだと思うんだけど。

そういうのがちょっとあったもんだから、ちょっと形態違いますけれども、在家庭という、子供たちの行き場所というか、これからの支援の在り方とか、そういったものが意外とファジーな部分だなと思って、何かそういったものが、ちょっとこうフォローアップできるような体制があるのかなとはちょっと感じたもんですから。分かりました。

教育長

赤木委員。

赤木委員

それに関連してなんですが、例えば 1 階にある子ども福祉課のほうの扱いで、あの部署で扱っている子供というのは、18 歳までですか。それとも、小中学生段階、それ以下の子ということなんですか。一般的に、子供

指導課長 というと18歳まで対応していると思うんです。社会の中では。
 赤木委員 児童福祉法は18歳未満です。
 学校教育課長 そうですね。1階のほうでは、そこまでは面倒、なかなか。
 社会福祉課が、その隣にございます。そこで、主にひきこもり対策というふうな形では、ちょっと積極的に動いているかどうかは分かりませんが、行っているふうに聞いております。民生委員を通じてとかということで、恐らく情報を集めて、相談窓口がございますよというふうなPRはしていると思います。
 赤木委員 民生委員さんを通じて。
 学校教育課長 そこしかちょっと、ひきこもりの方って情報が取れないので。
 赤木委員 学校のほうから、そういう部署に、どここの町内の誰さんという方がちょっとひきこもっている状況なんだということはお知らせしておいて、柔らかに支援をしていただくというのも一つの手法かなとも思います。
 中村委員 ちょっといいですか、そういう様々なアプローチというか、支援するチャンスはあると思うんです。ただ、それが実際には生かされていないのが意外と現実なんです。いろんなことに心配がある中でも、例えばネグレクトというよりも、家庭内暴力等で悲惨な結果を生むとか、そういうことにもつながる可能性はあるんだよね。恐らく在家になっている、通信のほうも、だから当然見えないけれども、恐らくそういうことも考えられるだろうと思うのは、やっぱりちょっとストレスを抱えてずっといるわけですよ、子供は恐らく。卒業した、うちの中でよかったと、常にこう平穏な心持ちで絶対いないと思うんですね。そういう中で、ちょっと暴力的になってしまふとかという、そういったことも考えられるので、例えばそういったものを未然に防ぐということも含めて、その子を早く社会の自立を果たしてあげさせるという、そういったものは、これやっぱり必要だとは思っていますよ。
 だからそれを、担当窓口はあるんですよ。あるんだけど、なかなか機能しないんです。それが私、いつも問題かなとは思っていますよね。思い出すといろいろあって、私は、その機能しないということで、1人同級生をなくしちゃっているんだけど。そういう、もう少しこう何かあるかなと思うんだよね。何とも私は提案もできないんだけど。
 教育長 どうですか、保護者の立場から。
 田中委員 そういうのを担当する学校の中の職種って、ソーシャルワーカーとか、私も医療ソーシャルワーカーというのやっていたので、ソーシャルワーカーという、そういういろんな社会資源と結びつけるという役割があるんですが、だから、そういったスクールソーシャルワーカーの方が、在家庭の方と何か相談に乗って、いろんなそういう社会福祉課と結びつけたり、児童相談所とか、そういったこともできるのかなと思うんですが、実際スクールソーシャルワーカーの方って、結城市のほうで、そういった機能とかってされているんですか。

教育長 今、おかげさまで結城市ってスクールソーシャルワーカーってすごく充実しているんです。そういう優秀な方にやめられちゃうというのは非常にもったいない話なんで、ぜひ続けてもらいたいですけれども。

中村委員 結城は、SSW、スクールソーシャルワーカーはすばらしい実績あるんですね。ただ、だからその範疇がなかなか学校から卒業した時期に、どこかで区切るということになると、そこで止まっちゃう。それをだからこういうふうに集合じゃなく、こういうふうに交わる、そういう部分で、私、前からずっと言っている学校教育と社会福祉、それを合体する、そういうやっぱりポジションというのは必要でしょうという流れというのだけれども、そこがどうしても噛み合わないんですよ。あとは、医療ソーシャルワーカーにも、私もいろいろお世話になったことあるんですけども、人によりけりなんで。それだと意味がないので、そういうちゃんとした、いいシステムはあるんですけども、それをしっかりと、どういう場面でも、1人のどこかで誰かさんが困っている、それがサポートできる、そしてサポートできるような組織になっている。で、それが初めて機能するという、そこで初めてその子供さんなりが、市民としてまた充実して生活を送っていただける。そういうことになるんですが、なかなかその機能の部分が伴わない。意外とそういうのが多いんです。

教育長 岩崎委員、何か。

岩崎委員 卒業後の問題って、すごくこう扱いが難しいと私も考えているんですが、これは、先ほど教育長が言ったとおり、通信の方も、実際それはこれで、高校生として学びを継続できているのかという実態調査というかあれば、これから必要なのかな、ちょっとそれは調査することが必要なのかなという感じは、やっぱり個人的ですけれども、しています。難しいですね。

できれば在学中に、先ほど言われたソーシャルワーカー、担当の先生を介して、いい方向に行っていただきたいというふうに思っているんですけども、なかなかそこは難しいと思うので、こういう話が出たのきっかけに、この通信教育を受けるという方と、それから在家庭の方の卒業生がどんな感じなのかという調査というのは今後、どうですか。市のほうでやることは可能なんですか。

中村委員 やれば可能なんですよ、絶対に。市民として1人、そういうふうな不安定な方がいるというのは、もう事実でしょう。それをサポートするという、学校教育ではないとしても、あるんですよ。要するに市民なり、国民でもいいですよ、対象にするそういうサポート、組織というのは、かなりあるんですよ。いろんな方向からアプローチできる。大きく広げれば社会福祉ですよ。

岩崎委員 今、中村委員さんが言われたような形で、教育委員会のほうと、まずその社会福祉課と提携をして、そういう、やり取りというか、情報のやり取りをしていただいて、その後のことについての調査が、ぜひそういう形での体制を整えていただければなというふうに考えますが、いかがでしょう

か。

教育長

なかなか、本当に社会福祉のほうと、もちろん中学校3年生まではもういろんな連携、児相とも連携しますし、いろんな連携の仕方あるんですけども、その先になると本当にちょっと、そういうシステムはあるんでしょうけれども、なかなかそこまでは至っていないというのが実情ですよ。

中村委員

少し、課題の一つに入れてもらって、よろしくお願いします。

教育長

そのほかいかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、質問がなければ、報告第49号については終了いたします。ありがとうございました。

◎報告第50号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会告示の整備に関する告示」について

◎報告第51号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会訓令の整備に関する訓令」について

◎報告第52号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令」について

教育長

次に報告第50号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会告示の整備に関する告示」について、あと報告第51号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会訓令の整備に関する訓令」について、もう一つ、報告第52号 「押印を求める手続の見直し等のための関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令」について、この3件の報告は関連がありますので、事務局から一括して説明のほうをお願いします。

事務局

では、私からご説明させていただきます。

報告第50号、第51号、第52号について、関連いたしますので一括にてご説明いたします。

資料10ページをご覧ください。

こちらにつきましては、押印等の手続の見直し等のための関係教育委員会告示の整備に関する告示となっております。こちらにつきましても、先ほど議案第43号でご説明したとおり、押印を求める手続等の見直し、印の削除であったり、文言の修正等の内容になってございます。対象となる要項ですが、結城市教育委員会後援名義等使用承認に関する要項、結城市学校給食費の預金口座振替による収納事務取扱要項、結城市立公民館設備器具及び備品貸出要項、以上の3つが改正となります。

続きまして、資料１３ページをご覧ください。

こちらにつきましては、関係教育委員会訓令の整備に関する訓令になります。対象となる要項ですが、結城市立学校職員の教員評価に係る評価結果に対する苦情の対応に関する要項、結城市学校給食費滞納整理等事務処理要項、以上の２つになります。

続きまして、１５ページをご覧ください。

こちらは、関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令となっております。対象となる要項は、自家用車の公務利用に関する取扱要項、結城市学校評価実施要項、結城市立小中学校主任等事務取扱要項、準要保護児童生徒認定事務取扱要項、結城市立学校処務規程。

続きまして１６ページ、結城市立学校職員服務規程、新型コロナウイルス感染症防止のための結城市立学校教職員在宅勤務規程、市立小中学校施設及び設備の目的外使用に関する訓令の以上となります。

説明は以上となります。

教育長

ありがとうございました。

報告事項３件について、事務局より説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

（発言する者なし）

教育長

では、ご質問がなければ報告第５０号、５１号、５２号については終了いたします。

◎報告第５３号 結城市奨学資金の欠損処分について

教育長

では、ご質問がなければ報告第５０号、５１号、５２号については終了いたします。

次に、報告第５３号 結城市奨学資金の欠損処分について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料１７ページをご覧ください。

報告第５３号、結城市奨学資金の欠損処分について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和４年３月２５日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

こちら、１８ページご覧ください。

こちらにつきましては、結城市奨学生である債務者１名が消滅時効の援用を主張したため、民法第１４５条に基づき、下記のとおり不納欠損処分を行います。不納欠損処分額については７０万円になります。

今回の消滅時効援用までの経緯でございますが、この奨学金の貸付け自体は、平成７年、８年の２年間で、計８０万円となっております。平成１１年に１０万円の返還納付がありましたが、以降納付がございませんでした。奨学生ですが、その後転居等を繰り返してしておりましたので、居所調査などを行い、催告書等による催告を継続しておりましたが、納付及び

本人から の連絡等がない状況が継続しておりました。しかし、昨年 3 月、返還勧告を送付したところ、ご本人から、通知の内容について照会の電話連絡がありました。本人は、借りたこと自体知らない、存在しない債務について払う意思はないというような口頭でのお話がございました。その後、後日、書面にて時効の援用をするという意思表示がされております。

18 ページ、米印のところにありますとおり、当事者が援用をすることで時効が成立するということとなっております。奨学金の債権につきましては、消滅時効が 10 年間となっております。これによりまして、債権の納付催告はできないものとなり、徴収の権利が消滅したため、結城市会計規則 25 条の不能欠損の処理を行うものでございます。

説明は以上です。

教育長

ありがとうございました。

報告第 53 号について、事務局より説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

個人の債権については、先ほど事務局からお話あったように 10 年で消滅するということなんですけれども、たしか保証人とかももちろんいたわけだと思うんですけれども、これはその時効になる前の督促とかがされたということなんです、その辺の債権が時効になってしまうという手前での法的な処置というか、市としては多分顧問弁護士の先生もいらっしゃると思うので、きっとその辺で相談されたと思うんですけれども、どんな感じでやられていたんでしょう。

教育長

事務局、お願いします。

事務局

連帯保証人につきましては、この方のお父様が保証人ということになっておりました。ご本人と接触ができないということで、ご実家のほうに訪問して、お父様に納付依頼を継続していたという状況でしたが、やはり 1 回目の納付以降については納付がいただけないというようなことで、口頭による催告であったり、文書による催告というのを継続していたのが現状でございます。

学校教育課長

岩崎委員から、時効が中断できなかったかというふうなお話だと思うんですね、簡単に言うと。それについては、こちら側の不手際としか言いようがないと思っております。本来であれば、催告をしてから 6 か月以内に、裁判上の手続きを取らなければ時効は中断しない。そこの手続というのはやっていないんですね。毎年催告状は送っているんですけれども、それは裁判上の催告状はありませんので、時効の中断事由にはならなかったということ恐らく失念していたのかなというふうに、今ですと考えられます。せっかく住所、居所が分かったんだから、さらに催告状を出したところ、時効を中断していませんから、相手方から時効の援用をしますという内容証明が提出され、今回こういった不納欠損に至った次第でございます。

岩崎委員

それはきちっと手続をやれば、時効の主張はある程度止められた

のかなという気はしたので、ちょっと質問させていただいているので。やはり奨学金制度というものが、こういうふうな形で処理せざるを得なくなったということは、非常に残念に感じたものですから、その辺が何か特別な事情があったのかなとちょっと思ったものですから。

その辺、やはり今回のこの一件を教訓にというわけじゃないですけども、今後やはり、きちんと本人が弁済できなければ、きちんと保証人というか、代弁してくれる方を設定しているわけですから、その辺をきちんとしていかないと、この奨学金制度という、せっかくいい制度があるのに、制度のやっぱり根幹が崩れてしまうような気がしたものですから、ちょっとお話しさせていただきました。どうぞよろしくお願いします。

教育長
赤木委員

よろしくお願いします。ほか。

関連してなんですが、やっぱり今、担当の方からご説明あって、本人が借りたことを全然知らない。恐らくお父さん、保護者の方が奨学金申請をして、それが認められたんですよね。で、保護者の方が返すべきところを1回だけ返して、それ以降返さなくなっちゃった。で、その当の本人に返してくださいといっても、なかなか私はそんなのを借りているというのを全然知らなかったんだからということで拒否されているわけですよね。これが一番、難しい。どうしたらいいか分かんないんですけども、単にこういう奨学金の場合は、特に理由があるわけではない奨学金の場合は、保護者と本人が納得した上で奨学金制度を活用するというふうなシステムにできればいいのかな。恐らく奨学金を活用するのは中学生の段階、高校生の段階ですから、ある程度理解できるわけですね。あなたが高校、大学に行って勉強できるように奨学金借りるよ、そういう借りる側の保証人と本人の了承を得た上で、この奨学金制度を活用するというふうなシステムにしていく必要があるのかな。本人が知らないまま親がやって、それで後で、もうなかなかこれは難しいところだと思うんです。

事務局

今、赤木委員さんからご指摘ありましたとおり、以前はそういうことでご両親が借りられて、納付がないということはあったかと思われます。今現在、奨学金制度につきましては、申請については、奨学生ご本人に申し込んでいただく。で、その後、採用になった場合には、口座についても、その奨学生の口座に振り込むということで、奨学生自身に借りる意思があって、それに対してご両親がいる場合には連帯保証人になっていただき、印鑑証明書をつけた借用書を作成いただくということで、その辺は本来の趣旨に沿うように、また、そういった時効の援用等にならないような形で、最初の段階で認識できるように、現在に変更して行っております。

赤木委員

そういうはっきりとして、筋道立てて奨学金を活用するということも大事になってくるのかなと思います。

教育長

ほかはいかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、報告第53号については終了いたします。ありがとうございました。

それでは、以上で、そのほか、何かございましたらお願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、以上で、教育委員会 3 月定例会を終了いたします。
ありがとうございました。

午後 3 時 2 0 分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員